⑶　履行期限　履行期間は以下の期間を予定している。契約締結日の翌日～令和８年12月18日

2　申請の時期　令和７年６月30日から令和７年７月15日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。なお、申請期限日の翌日以降当該業務に係る技術提案書の提出の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。

3　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等）」（以下「申請書」という。）は、東北地方整備局ホームページ（https://www.thr.mlit.go.jp）から入手するものとする。

⑵　申請書の提出方法及び提出場所　申請者は、申請書に海上保安学校宮城分校寮棟その他㉕設計業務設計共同体協定書（４⑷の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、原則として電子メールにより提出すること。

提出場所　〒980―8602 宮城県仙台市青葉区本町三丁目３番１号仙台合同庁舎Ｂ棟　国土交通省東北地方整備局総務部契約課工事契約調整係　電話022―225―2171㈹　メールアドレス　thr-82shikakushinsa@mlit.go.jp

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4　設計共同体としての資格及びその審査　次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（令和６年10月１日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「令和６年10月１日付け公示」という。）６（測量・建設コンサルタント等業務）の⑴から⑷までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。

⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　東北地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和７・８年度建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

③　東北地方整備局長から地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けていないこと。

④　令和６年10月１日付け公示５（測量・建設コンサルタント等業務）の①から⑤までに該当しない者であること。

⑵　業務形態

①　構成員の分担業務が、業務の内容により、海上保安学校宮城分校寮棟その他㉕設計業務設計共同体協定書において明らかであること。

②　一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、海上保安学校宮城分校寮棟その他㉕設計業務設計共同体協定書において明らかであること。

⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、海上保安学校宮城分校寮棟その他㉕設計業務設計共同体協定書において明らかであること。

⑷　設計共同体の協定書　設計共同体の協定書が「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の別紙１に示された「○○設計共同体協定書」によるものであること。

5　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い　４⑴②の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も２及び３により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、４⑴②の認定を受けていない構成員が４⑴②の認定を受けることが必要である。また、この場合において、４⑴②の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに４⑴②の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。

6　資格審査結果の通知　「競争参加資格認定通知書」により通知する。

7　資格の有効期間　６の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8　その他

⑴　設計共同体の名称は、「海上保安学校宮城分校寮棟その他㉕設計業務△△・××設計共同体」とする。

⑵　当該業務に係る特定手続きに参加するためには、技術提案書の提出の時において、設計共同体としての資格の認定を受け、かつ、当該業務の「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建築工事を除く））」（令和７年６月30日付け、支出負担行為担当官　東北地方整備局長）に示すところにより技術提案書の提出者として選定されていなければならない。

招　　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。

令和７年６月30日

気象庁総務部長　小林　　豊

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13

○第１号

1　調達内容

⑴　品目分類番号　14

⑵　導入計画物品及び数量　スーパーコンピュータシステム　一式

⑶　調達方式　購入、借入等

⑷　導入目的　本システムは、気象、水象、地象等に関するデータ解析及びこれらの予測等を行い、これらを総合的に処理するシステムの一部として導入するものである。

⑸　導入予定時期　令和９年度第４・四半期以降

⑹　調達に必要とされる基本的な要求要件

①　スーパーコンピュータシステムは、スーパーコンピュータシステム（本体）、業務開発スーパーコンピュータ、クライアント端末、気象庁クラウド環境、長期保存ストレージ等で構成されること。

②　スーパーコンピュータシステム（本体）及び業務開発スーパーコンピュータの要求要件は下記の通り。

⑻　スーパーコンピューターは気象庁施設、データセンターに設置又はクラウドサービスを利用、もしくはそれらを併用して可用性に応じて分けること。スーパーコンピューターはＣＰＵノードとＧＰＵノードから構成される。実効演算性能は、現行性能（スーパーコンピュータシステムと線状降水帯予測スーパーコンピュータを合わせた性能）の約３倍を有すること。実効演算性能は気象庁が指定するプログラムを用いて行う性能評価試験（ベンチマーク・テスト）により評価されるものとする。なお、現行のスーパーコンピューターの機種は、スーパーコンピュータシステムが富士通ＰＲＩＭＥＲＧＹ　ＣＸ2550　Ｍ７の968ノード及び線状降水帯予測スーパーコンピュータが富士通ＰＲＩＭＥＨＰＣ　ＦＸ1000の8448ノードである。

⑼　スーパーコンピューターの主記憶容量は、気象庁の業務用プログラムが高速、柔軟に実施できるよう十分な量を有すること。

⑽　スーパーコンピューターの二次記憶装置として、各スーパーコンピューター内のノード間でファイル共有ができ、高速な入出力が可能なストレージを有すること。

⑾　衛星データ処理及び各種業務処理を実行するサーバを有すること。

⑿　各設置場所内に大容量のストレージを有すること。

⒀　OpenMP及び自動最適化（ＳＭＰ並列化等）に対応したFortranコンパイラ及びC、C＋＋コンパイラ、数値計算ライブラリ、ＭＰＩライブラリ、開発環境として利便性の高いデバッグツール及びチューニングツールを有すること。Fortran、C言語及びC＋＋言語は、指示符によるＧＰＵプログラミング機能を有すること。